



2022年6月30日

各位

インフラファンド発行者名  
東京インフラ・エネルギー投資法人  
代表者名 執行役員 永森 利彦  
(コード番号 9285)

管理会社名  
東京インフラアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永森 利彦  
問合せ先 執行役員管理本部長  
兼財務経理 IR部長 真栄田 義人  
(TEL: 03-6551-2833)

管理会社における社内規程（リスク管理方針）一部変更に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日、本管理会社の社内規程であるリスク管理方針の一部を下記のとおり変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

本管理会社においてリスク管理方針の見直しを実施した結果、時勢及び実態を踏まえ、一部記載事項の変更をするものです。

2. 変更内容

以下に、変更箇所を含むリスク管理方針の一部を記載します。

【変更箇所】

第2章 リスクの特定及び管理方針

第3条（リスク管理方針の対象となるリスクの特定とその管理方針）

a. 事業リスク

iv. 事故・災害による投資対象資産の毀損、滅失又は劣化のリスク

(下線部は変更箇所を示します。)

	変更前	変更後
リスクの特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー発電設備等においては、電気工作物の使用等の危険性のある活動が行われ、又は強風等による太陽電池モジュールや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備等に特有の事故等が発生する可能性があり、運用資産においてかかる事故等が発生した場合、再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク。</li> <li>火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、高潮、強風、暴風雨、積雪、洪水、落雷、竜巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第三者に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー発電設備等においては、電気工作物の使用等の危険性のある活動が行われ、又は強風等による太陽光パネルや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備等に特有の事故等が発生する可能性があり、運用資産においてかかる事故等が発生した場合、再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク</li> <li>火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、高潮、強風、暴風雨、積雪、大雨、洪水、落雷、竜巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第</li> </ul>



	変更前	変更後
	<p>よる盗難、損壊行為等の不法行為により再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化若しくは毀損し、その価値が悪影響を受けるリスク。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー発電設備は、いずれも十分な期間の操業記録がなく、経年劣化や将来にわたる故障の発生率等の正確な予測が困難であることから、実際の発電量が想定を下回るリスク。</li> </ul>	<p>三者による盗難、損壊行為等の不法行為 <b>若しくは動植物による被害</b> により再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化<b>又は</b>毀損し、その価値が悪影響を受けるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー発電設備は、いずれも十分な期間の操業記録がなく、経年劣化や将来にわたる故障の発生率等の正確な予測が困難であることから、実際の発電量が想定を下回るリスク。</li> </ul>
リスクの把握・認識方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得前に、運用ガイドラインに定めるデュー・ディリジェンス基準に基づきデュー・ディリジェンスを行い、公正かつ調査能力と経験があると認められる第三者専門機関からテクニカルレポート（土壌調査に関するレポートを含みます。）及び地震リスク評価（PML）レポートを取得し、耐震性能判断その他事故・災害における投資対象資産の毀損等のリスクの有無及び程度を検証し、取得の是非を判断します。</li> </ul>	同左
リスクリミット （リスク発見時に想定される事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本投資法人による借入債務その他の債務の弁済に支障を及ぼすことをリスクリミットとします。</li> </ul>	同左
リスク低減の方策 （リスクへの対処方針）	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸借契約又は業務委託契約上、設備の維持管理計画（長期修繕計画を含みます。）を賃借人又はオペレーターに立案させ、当該計画に基づいた維持管理を行うことを義務付けます。</li> <li>投資対象資産には事故・災害による毀損等のリスクに対応するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害保険、利益保険等を付保します。劣化のリスクについては、取得時に、EPC 業者又は再生可能エネルギー発電設備を構成する部品のメーカー等が負う保証責任又は担保責任等の追及の可否を確認した上で、それを踏まえた投資判断を行い、取得後は、運用ガイドラインの定めに従い策定された計画に従い適切に再生可能エネルギー発電設備の修繕及び資本的支出を行います。さらに、賃貸借契約、O&amp;M 契約等において、適切な保守・管理を義務付けるとともに、期中の発電量、売電収入、再生可能エネルギー発電設備等の適切な管理及び修繕の実施等の定期的な報告義務並びに事故・災害が生じた場合の報告義務を規定し、当該リスクを適時に把握・認識できる態勢を構築します。</li> <li>公正かつ調査能力と経験があると認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸借契約又は<b>オペレーター</b>業務委託契約上、設備の維持管理計画（長期修繕計画を含みます。）を賃借人又はオペレーターに立案させ、当該計画に基づいた維持管理を行うことを義務付けます。</li> <li>投資対象資産には事故・災害による毀損等のリスクに対応するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害保険、利益保険等を付保します</li> </ul> <p><b>（一定の支払上限、免責金額等の制限がかかる場合があります。）</b>。劣化のリスクについては、取得時に、EPC 業者又は再生可能エネルギー発電設備を構成する部品のメーカー等が負う保証責任又は担保責任等の追及の可否を確認した上で、それを踏まえた投資判断を行い、取得後は、運用ガイドラインの定めに従い策定された計画に従い適切に再生可能エネルギー発電設備の修繕及び資本的支出を行います。さらに、賃貸借契約、O&amp;M 契約等において、適切な保守・管理を義務付けるとともに、期中の発電量、売電収入、再生可能エネルギー発電設備等の適切な管理及び修繕の実施等の定期的な報告義務並びに事故・災害が生じた場合の報告義務</p>



	変更前	変更後
	められる第三者専門機関からテクニカルレポートを取得する等、取得時における可能な限り最新の経年劣化や将来にわたる故障の発生率等のデータを手し、より正確な予想を行うことができるように努力します。	を規定し、当該リスクを適時に把握・認識できる態勢を構築します。 ・公正かつ調査能力と経験があると認められる第三者専門機関からテクニカルレポートを取得する等、取得時における可能な限り最新の経年劣化や将来にわたる故障の発生率等のデータを手し、より正確な予想を行うことができるように努力します。
リスク発現時の リスク削減方法	・事故・災害による投資対象資産の毀損、滅失及び劣化が生じた場合には、保険又は瑕疵担保に基づく権利行使が可能な場合にはこれを行うとともに、修繕を行うことが経済的に合理性を有すると判断した場合には、適切な時期（可能な範囲で早期）に修繕を行います。	同左
その他（注）	該当なし。	・該当事項はありません。

（注）本項目に限らず全ての項目において、「該当なし。」の記載を「・該当事項はありません」に統一します。

3. 変更予定日

2022年6月30日

4. 今後の見通し

本変更による本投資法人の業績への影響はありません。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokyo-infra.com/>